

公益財団法人 ダイトロン福祉財団

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人ダイトロン福祉財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県栗東市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、障害者の社会就労の場の充実、就労の促進及び地域生活の向上のための事業に対する支援並びに文化・芸術・スポーツの振興のための諸活動に対する助成を行うことにより、就労等を通じた障害者の社会参加と自立を促進し、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害福祉サービス事業所等の設備整備及び環境改善に対する助成
 - (2) 障害者の就労促進及び生活向上に関する調査研究に対する助成
 - (3) 障害者の文化・芸術・スポーツの振興のための諸活動及び障害者の福祉向上を図るための助成
 - (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号の事業は、滋賀県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定は事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
3. 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属書類
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類についてはその内容を定時評議員会の承認を受けなければならない。

3. 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(株式等に係る議決権の行使)

第10条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得ることを必要とする。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式の分割による新株式の受領
- (3) 株主宛配布書類の受領

2. 前項の定めに関わらず、ダイترون株式会社の株主総会議案が、直近の理事会までに決定されていない場合、当財団の議決権の表明は次に掲げる議案に限定して、更に賛成表明する場合に限り、議決権の行使について理事長に一任するものとする。但し、理事長に利益相反が生じる場合は、専務理事がこれを代行するものとする。

- (1) 剰余金の処分
- (2) 取締役の選任
- (3) 監査役の選任
- (4) 補欠監査役の選任
- (5) 定款の変更
- (6) 買収防衛策に関する件

第 4 章 評 議 員

(設 置)

第 11 条 この法人に評議員 4 名以上 6 名以内を置く。

2. 評議員のうち 1 名を評議員会長とする。

(選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
3. この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
4. 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
5. 評議員会長は、評議員会の決議により、評議員の中から選定する。
6. 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
7. 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項等証明書その他法令で定める書類を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(任 期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3. 評議員は、辞任又は任期の満了により退任した後も、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 14 条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 評議員には職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評 議 員 会

(構 成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 3 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれにあたる。

2. 評議員会長に事故があるとき又は評議員会長が欠けたときは、評議員会の決議によりあらかじめ定めた順位により、他の評議員がこれに代わる。

(決 議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
 3. 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。
 4. 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2. 理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3. この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係のある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
3. 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第 27 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事

としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第 29 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 理事及び監事には、職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員責任の免除)

第 30 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2. 前項本文の場合において、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 37 条 この法人には、第 4 条第 1 項の事業の対象となる助成先を選考するため選考委員会を置く。

2. 次条に定めるものを除き、選考委員会に必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(委 員)

第 38 条 選考委員会は 4 人以上 6 人以内の委員をもって構成する。

2. 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3. 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が委員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 39 条 この法人に、賛助会員を置く。

2. 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行う。
3. 賛助会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条の規定の変更についても適用する。

(解 散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

付 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は、高本 敬とする。
4. この規程は平成 23 年 11 月 29 日より施行する。

付 則

この定款は平成 25 年 3 月 13 日に一部改定し、同日より施行する。

付 則

この定款は令和 2 年 3 月 11 日に一部改定し、同日より施行する。改定後の定款の諸規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。